

令和8年度・第3回農業委員会総会議事録

開催日 令和8年6月26日(金) 13:00～

開催場所 S S プラザ川内 301～303 会議室

出席委員 (17名)

議席 番号	委員名	議席 番号	委員名	議席 番号	委員名
1	田 孝行	2	中原 良治	3	下茂 正憲
4	田島 洋輝	5	乙須 紀文	6	新屋 純子
7	永留 智史	8	小園 光男	9	西 裕一郎
10	梶原 拓二	11	岩永 文子	12	薬師寺 しげ子
13	磯道 博和	14	木場 祐二郎	15	小城 義己
16	有馬 康夫	17	山路 一浩	18	豊田 孝之
19	別府 生次				

欠 員 (0名)

欠席委員 (2名)

遅刻委員 (0名)

出席推進委員 (18名)

議席 番号	委員名	議席 番号	委員名	議席 番号	委員名
21	前田 千代子	22	福壽 久雄	23	萩元 輝彦
24	紺屋 裕之	25	井ノ下 正明	26	鬼塚 幸男
27	上小川 文男	28	田中 浩徳	29	竹田 栄次
30	森園 知	31	辻 孝一郎	32	古川 梓
33	濱田 守	34	馬渡 義文	35	永吉 康之
36	春田 実	37	早崎 麻美子	38	青崎 昌己
39	中川 大樹	40	廣庭 吉辰	41	徳永 正幸

欠席推進委員 (3名)

事務局出席者 森局長・梶原代理・福永主幹・長沼G長・田上G員・松下G員

薩摩川内市農業委員会会議規則第14条の規定によって、ここに署名する。

議長 (農業委員会会長) _____ ⑩

議事録署名者 _____ 5 番 ⑩

_____ 6 番 ⑩

議事録作成者 _____ 局長代理 ⑩

令和 8 年度・第 3 回農業委員会総会議事録

議事日程「諸般の報告」

1 報 告

- 報告第 5 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知
の専決処分について
- 報告第 6 号 非農地証明発行の専決処分について
- 報告第 7 号 農地転用事実証明書の専決処分について

2 議 事

- 議案第 23 号 農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転・売許可
申請承認について（知事処分）
- 議案第 24 号 農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転・贈許可
申請承認について（知事処分）
- 議案第 25 号 農地法第 5 条の規定による農地等の賃借権設定許可申
請承認について（知事処分）
- 議案第 26 号 非農地証明願承認について
- 議案第 27 号 農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転・売許可
申請承認について
- 議案第 28 号 農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転・贈許可
申請承認について
- 議案第 29 号 農用地利用集積等促進計画案（農地中間管理権設定）の
意見決定について
- 議案第 30 号 薩摩川内市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に
関する指針」の変更（案）について

3 その他

- (1) 7 月総会の日程について
- (2) その他

【開始 13 : 00】

会 長 第2回総会後の経過を踏まえて「あいさつ」

議 長 ただ今から、第3回薩摩川内市農業委員会総会を開催いたします。
局長に委員の出席状況を報告させます。

局 長 委員の出席状況について、報告いたします。

定数19名、現在員数19名、出席委員17名、欠席委員は2名で、7番：永留智史委員、13番：礒道博和委員であり、欠席届が提出されております。

なお、本日出席の農地利用最適化推進委員は18名です。欠席委員は3名で、22番：福壽久雄委員、35番：永吉康之委員、40番：廣庭吉辰委員であり、欠席届が提出されております。以上で報告を終わります。

議 長 お聞きのとおり、本会は農業委員等に関する法律第27条第3項の規定により、出席委員は過半数に達しているため有効に成立いたしました。それでは本日の総会を、会次第により進めて参ります。

議 長 はじめに、主要事務処理経過報告について、事務局の説明をお願いします。

梶原代理 主要事務処理経過報告について説明いたします。総会資料の1ページをお開きください。

5月29日、北薩地区農業委員会連絡協議会が北薩地域振興局第6会議室で開催され、会長、局長が出席しました。

6月2日、令和8年度全国農業委員会会長大会が東京都で開催されましたが、台風接近による交通機関の欠航で、会長、局長は欠席となりました。

同月5日、定例常設審議委員会が開催され、会長、事務局が出席しています。その後、鹿児島県農業会議の第110回通常総会と第1回臨時理事会に会長が出席しております。

9日と10日がそれぞれ定例の現地調査です。

16日、第1回農業委員会だより編集委員会が開催され、農業委員会だより編集委員が出席され、委員長に有馬代理が、副委員長に

小園委員が互選されました。農業委員会だより終了後、第2回運営委員会が開催され、会長以下、運営委員が出席しております。

そして、本日、第3回農業委員会総会がSSプラザせんだいで開催となっております。以上、説明を終わります。

議 長 以上、主要事務処理経過報告がございましたが、何か御質疑ございませんか。

委 員 (なしの声あり)

議 長 「なし」ということですので、主要事務処理経過報告を終ります。
次は、議事録署名者の選任ですが、こちらの方で指名してもよろしいでしょうか。

委 員 (はいの声あり)

議 長 ご異議ございませんので、5番：乙須紀文委員、6番：新屋純子)委員にお願いいたします。

それでは、さっそく、会次第5の報告に入らせていただきます。

初めに、報告第5号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」を議題とします。事務局の内容説明をお願いします。

梶原代理 報告第5号を説明いたします。資料は2ページから4ページをご覧ください。

今月の合意解約は受理番号81番から92番までの12件で、登記地目 田10筆10, 468㎡、畑7筆5, 579㎡、合計17筆16, 047㎡の合意解約通知がありました。

このうち、農地流動化促進事業補助金の返納は7件です。薩摩川内市農業委員会規則第5条第1項第3号の規定に基づき、処理いたしましたので報告いたします。以上で、報告第3号に係る説明を終ります。

議 長 ただ今、事務局より報告第5号の説明が終わりました。これにつきまして、何か御質疑、御意見はございませんか。

委 員 (なしの声あり)

議 長 質疑がありませんので、報告第 5 号を終わります。

次は、報告第 6 号「非農地証発行の専決処分について」を議題とします。事務局の内容説明をお願いします。

梶原代理 報告第 6 号を説明いたします。資料は 5 ページから 7 ページをご覧ください。

今月の証明発行願いは、受理番号 2 6 番から 3 8 番までの 1 3 件で、登記地目 田 5 筆 6, 9 6 7 m²、畑 1 4 筆 9, 7 5 0 m²、合計 1 9 筆 1 6, 7 1 7 m²の証明発行願が提出されました。

非農地の議決内容につきましては、備考欄の議決日、議決番号をそれぞれご参照ください。何れも農地法第 2 条第 1 項に規定する農地では無いことを証明する非農地判断議決済みであり、申請には妥当性があると認められることから、薩摩川内市農業委員会非農地証明書の発行基準 5 の規定により処理いたしましたので報告いたします。以上で、報告第 6 号に係る説明を終わります。

議 長 ただ今、事務局より報告第 3 号の説明が終わりました。これにつきまして、御質疑、御意見はございませんか。

委 員 (なしの声あり)

議 長 質疑がありませんので、報告第 6 号を終わります。次は報告第 7 号「農地転用事実証明願の専決処分について」を議題とします。事務局の内容説明をお願いします。

梶原代理 報告第 7 号を説明いたします。資料は 8 ページをご覧ください。

今月は、受理番号 3 番の 1 件で、登記地目は田 1 筆 7 3 3 m²、畑 1 筆 1 1 5 m²、合計 2 筆、8 4 8 m²の農地転用事実証明願が提出されました。薩摩川内市農業委員会規則第 5 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、会長が専決処分を行いましたので報告いたします。

許可年月日、転用目的については、備考欄をご参照ください。

転用目的どおり実行されていますが、現在まで不動産登記法に係る地目の変更登記がされておらず、今般地目の変更登記に必要な転用許可証を紛失されており、当該証明願いが提出されたものです。

なお、現地確認については、有馬委員が調査され、転用目的どおり利用されていることを確認していただきました。以上で、報告第7号に係る説明を終わります。

議長 　ただ今、事務局より報告第7号の説明が終わりました。これにつきまして、御質疑、御意見はございませんか。

委員 　（なしの声あり）

議長 　質疑がありませんので、報告第7号を終ります。
それでは、会次第6の議事に入らせていただきます。
まず、議案第23号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について」を議題といたします。事務局の内容説明をお願いします。

長沼G長 　議案第23号を説明いたします。
資料は、9ページから13ページをご覧ください。
農地判定の根拠及び位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。今月の申請は、受理番号22番から32番の11件で、登記地目：田7筆4，292㎡、畑：5筆3，184㎡です。
内容を説明いたします。22番は、一般住宅で申請です。
23番・24番は、太陽光発電施設での申請です。転用実行者は、京セラの子会社であり、発電した電力を京セラ川内工場に供給する計画です。
25番・26番は、一般住宅での申請です。25番については、一体利用地として、4816番1、宅地外1筆170.67㎡と一体利用で総面積は196.67㎡です。
27番は、宅地分譲（3区画）での申請です。
28番・29番・30番は、一般住宅での申請です。28番は、仮換地実測面積232.90㎡です。一体利用地として、市の保留地110.97㎡と一体利用で総仮換地実測面積は、343.87㎡です。29番は、仮換地実測面積320.29㎡です。30番は、仮換地実測面積250.78㎡です。
31番は、宅地分譲（7区画）での申請です。
32番は、一般住宅での申請です。
以上、申請内容を転用許可法令一般基準、各項による書類審査及

び現地調査を行い提案いたしました。以上で議案第２３号に係る説明を終わります。

議長　ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

有馬委員　１６番、有馬が、２２番から２４番を報告します。

６月１０日、春田推進委員と事務局、西薊・長沼職員と現地調査を実施しましたので、報告します。

まず、２２番ですが、位置図２ページ、調査表１ページをご覧ください。申請地の現況は、田であり、耕作されていませんでした。一般住宅の目的の申請です。

次に、２３番ですが、位置図３ページ、調査表２ページをご覧ください。申請地の現況は、田であり、耕作されていませんでした。太陽光発電施設の目的の申請です。

次に、２４番ですが、位置図３ページ、調査表３ページをご覧ください。申請地の現況は、田であり、耕作されていませんでした。太陽光発電施設の目的の申請です。

それぞれ、申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。以上で報告を終わります。

小城委員　１５番、有馬が、２５番を報告します。

６月１０日、福壽推進委員と事務局、梶原・松下職員と現地調査を実施しましたので、報告します。

位置図４ページ、調査表４ページをご覧ください。申請地の現況は、畑であり、耕作されていきました。一般住宅の目的の申請です。

一体利用地については、事務局からの説明のとおりです。

申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。以上で報告を終わります。

有馬委員 16番、有馬が、26番を報告します。

調査日・調査員は先ほどのとおりです。位置図5ページ、調査表5ページをご覧ください。申請地の現況は、田であり、耕作されていませんでした。一般住宅の目的の申請です。

申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。以上で報告を終わります。

小城委員 15番、小城が、27番から32番を報告します。

調査日・調査員は先ほどのとおりです。

27番、位置図6ページ、調査表6ページをご覧ください。申請地の現況は、畑であり、耕作されていませんが管理されていました。

宅地分譲3区画の目的の申請です。仮換地実測面積732.15㎡です。

次に、28番から30番は、一般住宅での申請です。申請地の現況は、畑であり、耕作されていませんでしたが、管理されていました。

28番は、一体利用地も含め、総仮換地実測面積343.87㎡です。29番は、仮換地実測320.29㎡。30番は、仮換地実測面積は、250.78㎡となります。

次に、31番は、宅地分譲7区画の目的の申請です。申請地の現況は、畑であり、耕作されていませんでしたが、管理されていました。

32番は、一般住宅の目的での申請です。申請地の現況は、畑で耕作されていました。

いずれも、申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。以上で報告を終わります。

議長 ただ今、調査員の報告が終了しました。質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委員 (なしの声あり)

議長 ないようですので、採決いたします。

議案第23号については、原案のとおり承認することに賛成の方

の挙手を求めます。

委 員 (全委員挙手)

議 長 賛成全員であります。議案第 23 号は、原案のとおり承認されましたので、意見を付して、鹿児島県知事に書類を進達することに決定いたします。

次に、議案第 24 号「農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転・贈許可申請承認について」を議題といたします。事務局の内容説明をお願いします。

長沼 G 長 議案第 24 号を説明いたします。

資料は、14 ページをご覧ください。農地判定の根拠及び位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号 33 番の 1 件で、登記地目 畑 1 筆：392 m²の申請がありました。

内容を説明いたします。一般住宅での申請であり、祖父から申請地を譲り受け、建築する計画です。

以上、申請内容を転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い提案いたしました。以上で議案第 24 号に係る説明を終わります。

議 長 ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

有馬委員 16 番、有馬が 33 番を報告します。調査日・調査員は先ほどのとおりです。位置図 12 ページ、調査表 12 ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で一部耕作されていきました。一般住宅の目的での申請です。申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。以上で報告を終わります。

議 長 ただ今、調査員の報告が終わりました。質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委 員 (なしの声あり)

議 長 ないようですので、採決いたします。

議案第24号については、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

委 員 (全委員挙手)

議 長 賛成全員であります。議案第24号については、原案のとおり、意見を付して、鹿児島県知事に書類を進達することに決定いたします。

次に、議案第25号「農地法第5条の規定による農地等の賃借権設定許可申請承認について」を議題といたします。事務局の内容説明をお願いします。

長沼G長 議案第25号を説明いたします。

資料は、15ページをご覧ください。農地判定の根拠及び位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号34番から36番の3件で、登記地目田：2筆2,161㎡、畑：1筆896㎡の申請がありました。

内容を説明いたします。34番から36番の全て、太陽光発電施設での申請です。転用実行者が整備し、発電した電力を京セラ川内工場に供給する計画です。

以上、申請内容を転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い提案いたしました。以上で議案第25号に係る説明を終わります。

議 長 ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

小園委員 8番、小園が、34番から36番を報告します。6月9日、古川進委員と事務局、長沼職員と現地調査を実施しましたので、報告します。

まず、34番ですが位置図13ページ、調査表13ページをご覧ください。申請地の現況は、田で、耕作されていませんでした。転用目的は、太陽光発電施設での申請です。

次に、35番ですが位置図13ページ、調査表14ページをご覧ください。

ださい。申請地の現況は、田で、耕作されていませんでした。転用目的は、太陽光発電施設での申請です。

次に、36番ですが位置図14ページ、調査表15ページをご覧ください。申請地の現況は、畑で、耕作されていませんでした。転用目的は、太陽光発電施設での申請です。

どちらも申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。以上で報告を終わります。

議長 　ただ今、調査員の報告が終わりました。質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委員 　（なしの声あり）

議長 　ないようですので、採決いたします。
議案第25号については、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

委員 　（全委員挙手）

議長 　賛成全員であります。議案第25号については、原案のとおり、意見を付して、鹿児島県知事に書類を進達することに決定いたします。

次に、議案第26号「非農地証明願承認について」を議題といたします。事務局の内容説明をお願いします。

長沼G長 　議案第26号をご説明いたします。

資料は16ページをご覧ください。位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号22番の1件で、登記地目、畑1筆81㎡の非農地証明願が申請されました。

内容について、ご説明します。昭和38年に相続する以前から耕作しておらず、原野化して現在に至っております。以上で、議案第26号に係る説明を終わります。

議長 　ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

小城委員 　１５番、小城が、２２番を報告します。調査日・調査員は先ほどのとおりです。位置図１５ページ、調査票１５ページをご覧ください。
申請地の現況は、昭和３８年に相続する以前から耕作しておらず、原野化しておりました。本市非農地証明書の発行基準を満たし、周辺に影響がないことから、証明書を発行するべきと考えます。以上で、報告を終わります。

議長 　ただ今、調査員の報告が終わりました。質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委員 　（なしの声あり）

議長 　ないようですので、採決いたします。
議案第２６号については、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

委員 　（全委員挙手）

議長 　賛成全員であります。議案第２６号については、原案のとおり承認いたします。
次に、議案第２７号「農地法第３条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について」を議題といたします。事務局の内容説明をお願いします。

梶原代理 　議案第２７号を説明いたします。資料は１７ページから１８ページをご覧ください。位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。
今月の申請は、受理番号３１番から３５番の５件で、田４筆：３，８３０㎡、畑７筆：５，４０７㎡の申請がありました。申請理由は、譲受人の「規模拡大」及び「営農開始」、譲渡人の「労力不足」により、それぞれ売買されるものです。
３１番は、遊休農地を解消し、耕作するため、５年以上継続して耕作する旨の誓約書が添付されています。

34番は、新規就農のため、営農計画書が添付されています。

申請内容を農地法第3条第2項各号に規定する、農地の取得要件について審査いたしました結果、機械力・労働力・技術力に係る全部効率要件、及び農作業従事日数、集団化、効率的且つ、総合的な利用に係る、地域調和要件のいずれにも抵触しないと認められます。従いまして、いずれの申請地も農地以外の目的で売買されるものではありません。以上のようなことから、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。以上で、議案第27号に係る説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

有馬委員 16番、有馬が、31番を報告します。調査日・調査員は先ほどのとおりです。位置図16ページ、調査表17ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑であり、耕作されていませんでした。権利取得後は、野菜等を栽培予定です。

また、申請地が遊休農地であったため、5年以上継続して耕作する旨の誓約書が添付されています。規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

山路委員 17番、山路が、32番から34番を報告します。

6月9日、鬼塚推進委員と事務局 梶原・松下職員と現地調査を実施しましたので、報告します。

まず、32番について、位置図17ページ、調査表18ページをご覧ください。申請地の現況は、田及び畑で耕作されていました。権利取得後は、水稻・野菜等を栽培予定です。

次に、33番について、位置図18・19・20ページ、調査表19ページをご覧ください。申請地の現況は、田は耕作、畑は保全管理されていました。権利取得後は、田は水稻、畑は茶を栽培予定です。

次に、34番について、位置図21ページ、調査表20ページをご覧ください。申請地の現況は、畑で耕作されていました。権利取得後は、茶及び野菜を栽培予定です。新規就農のため、営農計画書が添付されております。

いずれも、新規営農及び規模拡大のための権利取得で、経営意欲も

高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考えます。以上です。

梶原委員 10番、梶原が35番を報告します。6月9日、萩元推進委員と事務局、福永職員と現地調査を実施しましたので報告します。

35番について位置図22ページ、調査表21ページをご覧ください。申請地の現況は、畑で耕作されていませんでした。

権利取得後は、野菜等を栽培予定です。規模拡大のための権利取得で経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

議長 ただ今、調査員の報告が終わりました。質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委員 (なしの声あり)

議長 ないようですので、採決いたします。

議案第27号については、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

委員 (全委員挙手)

議長 賛成全員であります。議案第27号については、原案のとおり承認いたします。

次に、議案第28号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転・贈許可申請承認について」を議題といたします。

なお、農業委員会等に関する法律第31条の「議事参与の制限」に関する議案は、受理番号37番です。

まず、議事参与案件を除く案件について審議いたします。事務局の内容説明をお願いします。

梶原代理 議案第28号を説明いたします。資料は19ページから20ページをご覧ください。位置図・調査表につきましては備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号36番から受理番号41番の6件で、田3筆2,941㎡ 畑9筆3,867㎡ の申請がありました。

議事参与案件を除く、受理番号 36 番、38 番から 41 番について説明いたします。申請理由といたしましては、親族間、知人間の贈与によるものです。

申請内容を農地法第 3 条第 2 項各号に規定する、農地の取得要件について審査いたしました結果、機械力・労働力・技術力に係る全部効率要件及び農作業従事日数、集団化、効率的かつ総合的な利用に係る地域調和要件のいずれにも抵触しないと認められます。

従いまして、いずれの申請地も農地以外の目的で贈与されるものではありません。以上のようなことから、許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。以上で、議案第 28 号に係る説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

有馬委員 16 番、有馬が、36 番を報告します。調査日・調査員は先ほどのとおりです。位置図 23 ページ、調査表 22 ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑であり、保全管理されていました。

権利取得後は、野菜等を栽培予定です。規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

山路委員 17 番、山路が、38 番及び 39 番を報告します。調査日・調査員は先ほどのとおりです。

まず、38 番について、位置図 26 ページ、調査表 24 ページをご覧ください。申請地の現況は、畑で耕作されていました。権利取得後は、野菜等を栽培予定です。

次に、39 番について、位置図 27 ページ、調査表 25 ページをご覧ください。申請地の現況は、畑で保全管理されていました。

権利取得後は、茶を栽培予定です。いずれも、規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考えます。以上です。

梶原委員 10 番、梶原が 40 番を報告します。調査日・調査員は先ほどのとおりです。位置図 28 ページ、調査表 26 ページをご覧ください。

申請地の現況は、2 筆とも畑で耕作されていませんでした。

権利取得後は、ニオイヒバを栽培予定です。規模拡大のための権利取得で経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

小園委員 8番、小園が、41番について、報告します。調査日・調査員は先ほどのとおりです。位置図29ページ、調査表27ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で耕作されていませんでした。権利取得後は、野菜を栽培予定です。

規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考えます。以上です。

議長 ただ今、調査員の報告が終わりました。質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委員 （なしの声あり）

議長 ないようですので、採決いたします。受理番号37番を除く、36番、38番から41番につきまして、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

委員 （全委員挙手）

議長 賛成全員であります。受理番号37番を除く、36番、38番から41番につきまして、原案のとおり許可することに決定いたします。

次に、受理番号37番に係る議事参与案件について審議に入ります。木場委員は、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」を受けますので、退席をお願いします。

木場委員 （退席・退室）

議長 受理番号37番につきまして、事務局の内容説明をお願いします。

梶原代理 農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」を受ける
議案第28号受理番号37番に係る農地法第3条：所有権移転：贈
許可申請の受人が、当農業委員会の木場委員本人ですので、内容説
明いたします。

資料は19ページをご覧ください。受理番号37番の申請理由と
いたしましては、知人間の贈与によるものです。

申請内容を農地法第3条第2項各号に規定する、農地の取得要件
について審査いたしました結果、機械力・労働力・技術力に係る全
部効率要件、及び農作業従事日数、集団化、効率的且つ、総合的な
利用に係る、地域調和要件のいずれにも抵触しないと認められます。

従いまして、いずれの申請地も農地以外の目的で売買されるもの
ではありません。以上のようなことから、申請は許可要件の全てを
満たしていると判断し提案いたしました。以上で、議案第28号受
理番号37番に係る説明を終わります

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、事前に申請地の現
地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

山路委員 17番、山路が、37番を報告します。調査日・調査員は先ほどの
とおりです。位置図24・25ページ、調査表23ページをご覧ください。

申請地の現況は、田及び畑で耕作されていました。権利取得後は、
水稻・野菜等を栽培予定です。

規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び
地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考えます。以上で
す。

議長 ただ今、調査員の報告が終わりました。質疑に入ります。御質疑ご
ざいませんか。

委員 （なしの声あり）

議長 ないようですので、採決いたします。受理番号37番に係る議事
参与案件は、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めま
す。

委 員 (全委員挙手)

議 長 賛成全員であります。受理番号３７番に係る議事参与案件は、原案のとおり許可することに決定いたします。木場委員の入室をお願いします。

木場委員 (入室)

議 長 次は、議案第２９号「農用地利用集積等促進計画案（農地中間管理権設定）の意見決定について」、農業経営基盤強化促進法第１８条第１項に基づき市長部局より提出されましたので、当委員会の意見について審議を求めるものでございます。

なお、農業委員会等に関する法律第３１条に「議事参与の制限」に関する議案は、受理番号２２８番です。まず、議事参与を除く案件について審議いたします。事務局の内容説明をお願いします。

福永主幹 議案第２９号を説明いたします。資料は２１ページから２５ページをご覧ください。今月の申請は、田：２３，７４０㎡、畑８，８３３㎡、合計３２，５７３㎡の申請がありました。

中間管理権設定２７件中、認定農業者等に係る分は１１件です。議事参与案件を除く案件について説明いたします。

議事参与案件を除く受理番号２１７番から２２７番、２２９番から２４３番については、申請内容を農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項各号の規定に基づき農用地利用の集積等促進計画を審査いたしました結果、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し、提案いたしました。以上で、説明を終わります

議 長 ただ今、事務局の説明が終わりました。質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委 員 (なしの声あり)

議 長 ないようですので、採決いたします。受理番号２２８番を除く、受理番号２１７番から２２７番、２２９番から２４３番につきまして、意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

委 員 (全委員挙手)

議 長 賛成全員であります。受理番号２２８番を除く、受理番号２１７番から２２７番、２２９番から２４３番につきまして、原案のとおり意見決定されました。

次に、受理番号２２８番に係る議事参与案件について審議に入ります。木場委員は農業委員会等に関する法律第３１条「議事参与の制限」を受けますので、退席をお願いします。

木場委員 (退席・退室)

議 長 受理番号２２８番につきまして、事務局の内容説明をお願いします。

福永主幹 農業委員会等に関する法律第３１条「議事参与の制限」を受ける議案第２９号受理番号２２８番に係る利用権を設定する者が、当委員会農業委員の木場委員のご子息ですので、内容説明いたします。

資料は、２３ページをご覧ください。申請内容を農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項各号の規定に基づき農用地利用の集積等促進計画を審査いたしました結果、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。以上で、説明を終わります。

議 長 ただ今、事務局の説明が終わりました。質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委 員 (なしの声あり)

議 長 ないようですので、採決いたします。受理番号２２８番に係る議事参与案件は、原案のとおり意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

委 員 (全委員挙手)

議 長 賛成全員であります。議案第２９号「農用地利用集積等促進計画案（農地中間管理権設定）の意見決定について」は、原案のとおり

意見決定されましたので薩摩川内市長へ許可意見を付して書類送達することといたします。

木場委員の入室をお願いします。

木場委員 （入室）

議長 次は、議案第30号、薩摩川内市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の変更（案）についてを議題とします。事務局の内容説明をお願いします。

事務局長 資料の26ページをお開きください。議案第30号 薩摩川内市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の変更（案）について 説明いたします。

本議案は、農業委員会等に関する法律第7条（農地等の利用の最適化の推進に関する指針）の規定に基づき、総会の議決を求めるものであります。なお、本指針につきましては、10年後の目標を定めるとともに、委員の3年間の任期中の目標として3年後の目標も設定し、定期的に見直すこととしており、前回令和5年に作成した現在の指針を見直すものであります。

27ページをお開きください。第1の「基本的な考え方」では、現行と同様の内容で記載しています。2段落目からを読み上げます。

薩摩川内市の農業は、平地と中山間地域において、水稻、畜産、茶、施設園芸等を組み合わせた複合型の農業経営が行われている。

特に、中山間地域では、遊休農地の発生が懸念されていることから、その発生防止・解消に努めていく一方、平地では土地利用型の稲作が盛んなことから担い手への農地利用の集積・集約化を図るため、「地域計画」に基づいて農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要がある。以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、農業委員会等に関する法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携し、「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、薩摩川内市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を定める。としています。

なお、各項目での10年後の目標については、鹿児島県、薩摩川内市の計画に基づき設定し、3年後の目標については、4月の総会で審議、決定しました「令和8年度最適化活動の目標の設定等」の

単年度の目標数値を基準としました。

第2の具体的な目標、推進方法及び評価方法の「1 遊休農地の発生防止・解消について」「(1) 遊休農地の解消目標」では、10年後の目標を、遊休農地をなくすこととし、3年後の目標では、令和8年度の解消面積を72.7haとしていることから、3年間で218.1haの解消を目指し、遊休農地面積を185.3haとしました。

28ページをお開きください。「(2)遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法」では、現行と同様の内容で記載しています。

①の「農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について」では、一つ目に、農業委員と推進委員が連携し、農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。二つ目に、それぞれの実施時期については、「農地法の運用について」に基づき実施する。三つ目に、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず日常的に実施する。四つ目に、利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行うとともに、速やかに「農業委員会サポートシステム」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。としています。

②の「農地中間管理機構との連携について」では、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付けを推進し、遊休農地の発生防止・解消を図る。としています。

③の「非農地判断について」では、再生利用が困難と区分された農地については、現況に応じて「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。としています。

「(3)遊休農地の発生防止・解消の評価方法」では、現行と同様に「進捗状況は遊休農地の割合により評価し、単年度の評価については、「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。としています。

続きまして、「2. 担い手への農地利用の集積・集約化について」の「(1)担い手への農地の利用集積目標」では、10年後の集積率の目標を、鹿児島県に合わせて70%としました。3年後の目標では、令和8年度の集積面積を57.7haとしていることから、3年間で173.1haの集積を目指し、集積面積を1,433.4haとしました。

29ページをお開きください。「(2)担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法」では、国が示した農業委員会の役割に沿って一部見直しをしました。

①の「「地域計画」の作成・見直しについて」では、地域計画のブラッシュアップに向けて、農地の出し手と受け手の意向を丁寧に把握し受け手が利用しやすいよう土地利用調整を進め、目標地図の素案を作成する。としました。

②の「農地中間管理機構等との連携について」では、令和7年度より促進計画の事務委任を農業委員会が担うこととなったことから、引き続き農地中間管理機構と連携し、農地中間管理事業による農地の集積・集約化を促進させ、農地利用の最適化を図る。としました。

③の「農地の利用調整と利用権設定について」では、現行と同様に、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がいない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化・法人化、新規参入の受入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。としています。

④の「農地の所有者等を確知することができない農地の取扱い」では、所有者不明農地制度を活用し、農地の有効利用に努める。としました。

「(3)担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法」では、現行と同様に「進捗状況は農地の集積率により評価し、単年度の評価については、「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。としています。

続きまして、「3. 新規参入の促進について」の「(1) 新規参入の促進目標」では、新規参入者数は、薩摩川内市農林水産業振興基本計画を基に、取得面積は、過去3か年の実績から年6経営体の新規参入で1経営体96aの取得面積を目標基準として、3年後、10年後の目標を設定しました。

30ページをお開きください。「(2)新規参入の促進に向けた具体的な推進方法」では、現行と同様の内容で記載しています。

①の「関係機関との連携について」では、鹿児島県、農地中間管理機構、薩摩川内市、北さつま農業協同組合の関係機関と連携し、

新規参入相談及び農地のあっせんを推進する。

②の「企業参入の推進について」では、担い手が不足している地域では、企業の農業参入も地域の担い手確保の有効な手段であることから、農地中間管理機構を活用して企業の参入の推進を図る。

③の「農業委員会のフォローアップ活動について」では、農業委員及び推進委員は、新規参入者の地域の受入条件の整備を図る。としています。「(3)新規参入の促進の評価方法」では、現行と同様に、進捗状況は、新規参入者の数により評価する。単年度の評価については、「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。としています。

続きまして、第3の「地域計画」の目標を達成するための役割」では、現行の内容に、最後の項目「耕作者の意向や協議の場における議論を踏まえて目標地図の変更素案を作成し、市に提出する。」を追加しました。以上、議案第30号の説明を終わります。

議長 　ただ今、事務局の説明が終わりました。質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委員 　（なしの声あり）

議長 　ないようですので、採決いたします。議案第30号は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

委員 　（全委員挙手）

議長 　賛成全員であります。議案第30号は、原案のとおり決定いたします。

　　以上で、本日の議案審議は全て終了いたしました。

　　次は、会次第7のその他に入ります。7月の申請等現地調査及び総会の日程について事務局の説明をお願いします。

梶原代理 　7月行事予定（案）について説明いたします。お手元に配付しております行事予定（案）をご覧ください。

　　8日（水）が支所地域の現地調査、9（木）が本庁の現地調査、調査員は記載のとおりです。また、議案提出状況により調査コース、時間等の調整を事務局で行い連絡いたします。甕島地域におかれま

しても、同様に調整をお願いいたします。

川内地域については、申請が多い場合は3班体制で、本庁・支所のいずれも午前中までは終了の形をとります。

川内地域は、午前8時30分までに農業委員会事務局にご集合ください。次に、支所班は、各支所で集合解散とし、いずれも午前中までには終了予定です。

それから、下段に記載の7月総会は7月24日（金）午後1時から、SSプラザ川内の3階第301から第303会議室を予定しています。また、裏面は7月から9月の行事予定を記載してあります。

先にお配りした行事予定から変更や追加のあった箇所は網かけしておりますので、ご確認をお願いします。

主な行事について、説明いたします。

7月10日（金）に、農業者年加入推進会議及び農地利用状況調査推進会議を本庁601会議室で開催いたします。推進会議で詳細は説明いたします。

7月16日（木）に、農業者と農業委員会との意見交換会を東郷公民館で開催いたします。

8月31日から9月1日に、鹿児島県女性委員の会総会・研修会が、いちき串木野市で開催予定との案内が来ております。通知が届きましたら、女性委員の方々にはご案内いたします。

その他の行事につきましては、後ほどご確認いただき、今後の予定等にお役立てください。以上で説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の説明が終了しましたが、この件についてご質問、ご意見等はございませんか。

委員 （なしの声あり）

議長 そのほかに、全体的に何かございませんか。

委員 （なしの声あり）

議長 事務局から何かございませんか。

長沼G長 【資料1】 に係る農地法第5条第1項の規定による許可申請に伴う許可について説明します。お手元に資料をご準備くださ

い。まず、経緯を説明いたします。

1 ページ目をご覧ください。令和 8 年 3 月総会：5 条売許可申請について、転用実行者：[REDACTED] の転用目的：通路での申請でした。

この計画は、一体利用地（地目は原野）を 3 区画に分け、赤枠部分：開発区域に 1 区画目は一般住宅用地の整備、2 区画目は転用実行者の兄が一般住宅を建てる計画、3 区画目は緑枠：残地を、当初の現況は資材置場でしたが、農地復元し、そこに行くための通路での申請でした。この申請について、審査基準である一般基準の【行政庁の免許、許可、認可等の処分見込み】及び【農地以外の土地の利用見込み】について、疑義が生じました。

まず、【行政庁の免許、許可、認可等の処分見込み】については、この区域は国が指定する特定都市河川の隈之城川流域内であり、1,000 m²以上の開発は、県が許可する雨水浸透阻害行為の許可が必要となりますが、一体利用地の残地部分（農地復元）も含めると1,000 m²以上となり、現況は一体開発されたいため、転用実行者に確認するよう伝えておりましたが、審議時点では、許可が必要かどうか、明確な回答がなかったため、不確実としております。

次に【農地以外の土地の利用見込み】ですが、一体利用地について、残地部分（農地復元）も一体開発されたいため、利用見込みが不明のため、また、農地復元するための計画書も提出がないことから、不確実とし、以上のことから不許可相当で意見決定いたしました。

本市農業委員会は、不許可相当で県へ意見書を進達しましたが、2 ページ目にある許可書のとおり、令和 8 年 5 月 20 日付けで許可したところです。

このことについて、農業委員会は、不許可相当から許可された経緯・理由が不明であったため、3～4 ページにある照会文書を送付しました。

内容については、赤枠の（1）の行政庁の免許・許可・認可等の処分見込みについて、（2）の農地以外の土地の利用見込みについて、（3）非農地判断した農地を地目変更後に農地復元することについて照会しました。

本市からの照会依頼文書を受けて 5～6 ページにある令和 8 年 6 月 12 日付けで県より回答がありました。

回答内容としては、まず、行政庁等の処分見込みについては、県：農村振興課より、県：河川課へ確認したところ、雨水浸透阻害行為

の許可が不要であるとの確認がとれたことから、不確実から確実であると判断しています。

次に、農地以外の土地の利用見込みについては、残地の農地復元に対しして、本市農業委員会は疑義があったと判断していますが、県は、申請代理人である[REDACTED]に補正依頼し、8～9ページにある【土地利用計画書】提出させ、具体的な営農計画や農地復元後(期限:令和8年9月末)に現場写真の提出を求めることにより、不確実から確実であると判断し、許可したところです。

最後に、この残地部分は、当初、農地でしたが、本市が利用状況調査の結果、再生困難な農地として赤判定し、非農地判断をしています。

このことについて、非農地判断した農地を地目変更後に農地復元することについては、砂利撤去及び畑の土の搬入の具体的な営農計画も示されており、また、現地時点においては、当該残地部分について、営農計画を行わないことが明らかであると認め難く、転用事業と一体的に利用される土地であると判断することは困難であるとの回答でした。

本市農業委員会が一番懸念していることである、4ページのとおりに、要約しますと、①安易に農地復元を認めていいのか(農地復元を確認してからでもいいのではないか)、②農地から非農地判断後に地目変更し、その後他法令の許可等が不要な範囲で開発し、開発以外(残地)の部分については、農地復元することにより、本来:許可を受けないといけない他法令の許可等(開発許可・盛土規制法制・雨水浸透阻害行為の許可など)については、法逃れにならないかとの質問については、回答がない状況です。

今後については、本市農業委員会としては、県に対して、農地復元のあり方や必要な行政庁の手続きについての考え方について、回答を求めていく必要があると考えられます。

また、本市からの意見だけでは、明確な回答が難しいため、年1回開催される、県内の農業委員会の会長・事務局長や県:農村振興課の転用担当が集まる【各市農業委員会連絡協議会】で議題として提案し、協議していく方針であることを報告します。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりましたが、この件についてご質問、ご意見等はございませんか。

中原委員 2番、中原です。私は、ここに来る前もまた現状を見てきたんですが、県は現状を見に来たのかと、見に来ていないのですよ。全然見に来なくて、その許可だけしていると。それを現地見たら非常におかしいですよ。だから、一体的に開発されて、その農地復元するという土地も、まるまる家がきれいに建てることのできるような土地という状況です。

私が聞いた話によりますと、施主さんとか地主さんは、ちゃんと申請書を上げて、それなりに許可申請をして、全部上げていいですよという話だったらしいのですが、先ほど出ました1000㎡を超える開発とならないよう、間に入った事務所が、許可を通すために、農地復元としているように感じるわけです。

そのような案件が前にもあったですよ。申請を上げた業者は、建築土木業をされていて、先に非農地として、資材置場で利用しているわけですよ。なんでこれを通すのか、現地を見に来ないままで、県はと。

農地復元する土地も、今現状では、シラス砂利状態ですから、農地に復元してから見に来るのかなと。先ほど言いましたが、それを全部するのであれば、全部その土地の土を入れ替えた時点で農地に復元した時点で判断するなら、まだ、理解できるのですが、そうでもない状況です。

色々疑問はありますが、県からの許可は下りたわけですから、同じような方法をするかもしれないので、そこらへんを皆さん、気持ちをしっかり持って、農業委員会としての在り方をもっと考え、勉強して、対応していければと思っています。非常に疑問に残る県の許可でした。以上です。

梶原代理 議長。中原委員がお話された通り、農業委員会の総会で不許可相当で意見決定し、県もそれなりに対応してくださると期待した今回のケースなのですが、県としては、許可するということになったわけですが、許可権者としても、開発の担当の方と協議をされ、農地復元するという申請を受けて、今回の許可を出した形になります。

9月までに農地復元して、農業委員会を通じて、県に報告することとなっているますので、何もしない場合は、県も動くことになろうとかと思います。

今回の件を受けて、他法令の許認可が必要な場合は、事前承認を受ける必要な案件は、申請書提出までに完了していないと総会で不

許可相当で意見決定する場合があることを行政書士会へ通知をいたしました。同じような方法で申請が出ないように対策ができればと思っております。また、皆様のご意見を聞きながら、意思決定させていただければと思っています。以上です。

徳永委員 4 1 番、徳永です。私も先週見に行きましたけれども、あれはどうしても田んぼには見えないし、今後、色んな耕作をする時に地目変更までされてからするのか。ただ、ここにも、令和 8 年 7 月、9 月にかけて、砂利撤去、畑の土の搬入と書いてありますが、地目変更もするのか。

長沼 G 長 はい、議長。県の指導で、現況は畑だとしても、登記簿の地目に合わせなさいという指導があるものです。現況は、畑とわかっていても、登記簿の地目を表記するよう指導を受けています。

議 長 本件について、ほかに何かありませんか。

委 員 （なしの声あり）

議 長 そのほかに、ほかに何かございませんか。

有馬委員 1 6 番、有馬です。お疲れ様です。農地のことではないのですけれども、猟友会からお知らせです。7 月 1 9 日に講習会があって、2 9 日に狩猟免許の試験がありますので、イノシシ、シカ、あるいは、永利の方でサルガが出てきているようです。サルの場合は、電気柵を設置しない限り方法はありませんので、また、人家近くで鉄砲を撃つこともできない場所でありました。

皆さん方や知り合いの方で、狩猟に興味がある方は、ワナ、銃、網の免許試験がありますので、ただいま、好評受付中ですので、ぜひ、知り合いの方におつなぎいただき、令和 8 年度から竹田委員が会長になりましたので申込いただければと思います。

議 長 そのほかに、ほかに何かございませんか。

委 員 （なしの声あり）

議長　これをもちまして第３回薩摩川内市農業委員会総会を閉会いたします。

梶原代理　皆さん、ご起立下さい。
一同、礼
「閉　会」

【終了　１４：３０】